

特定非営利活動法人補助金について

1 今後の議論のポイント（前回の審議会までに出た意見を受けて）

課題の整理を行ったところ、この補助金を見直すにあたり、議論のポイントとして以下の 4 つが大きく挙げられた。

- この補助金制度の位置づけ
- 分野希望寄付の見直し
- 手続きの簡便さ
- 申込に繋がる仕組み

（1）この補助金の位置づけについて

特定非営利活動法人補助金の財源は「分野希望寄付」と「団体希望寄付」であるが、近年は覚書を締結している企業や社会貢献型自動販売機からの「分野希望寄付」が落ち込んでいる。一方で、返礼品というインセンティブが働くふるさと納税寄付については増加傾向にあり、寄付に対する捉え方が時代とともに変化しているなかで、特定非営利活動法人補助金の見直しを図るには、まずこの補助金の位置づけについて改めて確認することが重要。

▼位置づけについての考え方として出たご意見

① 市内の NPO 法人が申請できるさまざまな補助金との棲み分け

NPO 法人を対象とした補助事業は市だけでなく、県や国（実施団体を県や市とし、NPO 法人への委託を可としているものが多い）、その他財団法人等でも行っており、補助額は高額なものが多い。

団体の成長段階や活動規模において、高額補助を必要とするには至らない NPO 法人への運営や活動に対し、継続的に資金面での補助ができる制度が理想である。

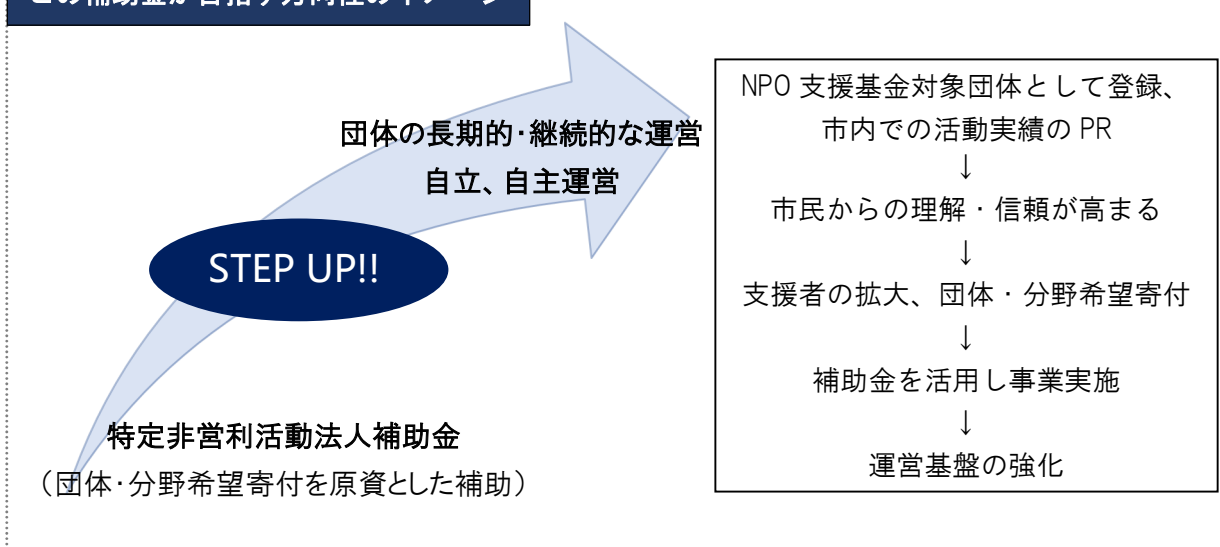
② 活動や運営の継続を支える制度

補助金申請等の手続きに不慣れであったり、法人設立後、年数の浅い団体でも利用のしやすい制度が理想。なお、団体の努力により活動の理解が得られれば、賛同者からの「団体希望寄付」に繋げることも可能となる。

参考：現行制度について（特定非営利活動法人補助金の目的）

NPO支援基金（よこすか元気ファンド）を原資として、市民公益活動を行うNPO法人を支援する。団体・分野寄付を原資とした補助を行うことにより団体の長期的・継続的な運営や自立、自主運営に資することとしている。

この補助金が目指す方向性のイメージ



（２）分野希望寄付の見直し

補助金申請率を上げるには、登録団体を増やし裾野を広げるのが良いとされる意見がある一方で、分野希望寄付補助分については登録団体が増えると分配率が減る仕組みとなっている。申請団体の多くは「分野希望寄付分」として補助金の交付を受けており、ここが少額になると申請を見送るという循環となってしまう。この仕組みのあり方についても整理が必要。

▼見直しについてのご意見

① 寄付者のイメージと寄付金の使われ方に相違がある可能性

申請事業そのものの内容ではなく、NPO法人が登録している（定款に掲載されている）分野で交付するという仕組みでは、「寄付者がイメージした活動」と「実際に補助金交付を受ける活動」が異なってくる可能性がある。

② 分野統廃合の複雑さ

NPO法人が活動する、特定非営利活動促進法における20の分野を、性質を考慮して統廃合することは複雑であり難しい。

参考：特定非営利活動促進法第2条で定められた20の活動

1、保険、医療または福祉の増進を図る活動	2、社会教育の推進を図る活動	3、まちづくりの推進を図る活動
4、観光の振興を図る活動	5、農山漁村または中山間地域の振興を図る活動	6、学術、分化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
7、環境の保全を図る活動	8、災害救援活動	9、地域安全活動
10、人権の擁護または平和の推進を図る活動	11、国際協力の活動	12、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13、子どもの健全育成を図る活動	14、情報化社会の発展を図る活動	15、科学技術の振興を図る活動
16、経済活動の活性化を図る活動	17、職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動	18、消費者の保護を図る活動
19、前各号に掲げる活動を行なう団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動	20、前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市が条例で定める活動	

③ 分野選択の難しさ（寄付を行う立場）

特定非営利活動促進法における20の分野について具体的活動のイメージが難しく、選択肢の数も多い。

④ 制度・認知度の広がりや分配額（寄付を受ける立場）

同じ分野で登録されている団体が多い場合は、分配額が少なくなってしまうので、この仕組み自体が制度（登録団体）の広がりや抑えてしまう可能性がある。また、寄付の少ない分野は支持や応援がされていないように見えてしまい、団体の活動のモチベーションに影響する可能性がある。

（3）手続きの簡便さ

金額が低額の場合は特に、申請や交付における手続きは簡便なものが利用されやすい。しかしながら、補助金として交付する以上、使途についての透明性の担保は必要となる。

手続きにおける簡便さを考慮しつつも、交付に対し適正性を欠くことがないような手順が求められる。

▼手続きについて出たご意見

① 作成書類の簡素化

対象はNPO法人なので、団体の決算等の資料がそのまま使えると良い。

② 団体運営や、補助金の使途の透明性の担保

決算等の報告をしっかりと行っている団体であること。

（４）補助金申込に繋げる仕組みの創設

この補助金は前年度中に入った寄付を原資とするため、寄付を受け付けるにあたり基金登録団体への登録が必要になるが、この登録の目的を「補助金交付」だけに留めず、団体の活動ＰＲの一面もあることをしっかり周知しながら、補助金の申請率の向上に繋がるような仕組みを併せて考えることも必要。

▼補助金申込に繋げる仕組みについて出たご意見

① 制度の更なる周知

市として制度のＰＲが今以上にできるよう、市民協働の関連情報がまとまった広報紙を作成し、市内各所に配架するとともにＨＰ等で周知する。

また、「団体希望寄付」に繋がる団体のＰＲを紙面等で行い活動団体の支援をする。

② サポート体制の周知

この補助金の申請・書類作成の方法だけに留まらず、各種補助金申請についての相談窓口が市民活動サポートセンターにある旨、周知する。

２ 見直し案について

見直しについては、寄付を原資とする基金が活かされるものとなるよう、補助金そのものに加え、制度周知の方法等も併せて検討していく。

（１）補助金交付の種類（案）

団体希望寄付分については変更せず、分野希望寄付については廃止する。また、ふろさと納税寄付を財源とした「低額で一律交付の補助」について、新たに検討する。

説 明		見直し案
現 状		備 考
団体希望 寄付分	登録団体を希望して入る 寄付分	変更なし
	・ 全て団体へ補助金として交付 ・ 件数は少ない	・ 団体希望寄付に繋がるようなPR を紙面で行う
分野希望 寄付分	分野を希望して入る 寄付分	廃止
	・ 分野登録団体数で割った金額 を補助金として交付	
一律 交付分	なし	登録団体に対し、低額を一律に交 付する。
		・ 金額、対象範囲について要検討

▼一律交付の対象範囲（案）

- 案1 全登録団体（交付回数制限なし）
- 案2 全登録団体（交付回数制限あり）
- 案3 設立10年以内の団体

参考データ：市内のNPO法人

市内に主たる事務所を置くNPO法人数 ※1	151
そのうち、設立10年以内の法人数 ※1	57（約38%）
よこすか元気ファンド（NPO支援基金）登録法人数 ※2	48
そのうち、設立10年以内の法人数 ※2	14（約30%）

※1 内閣府：NPOポータルサイトより

※2 令和7年2月末現在

▼一律交付の金額（案）

一律交付分の財源についてはよこすか元気ファンド（ふるさと納税分）とし、申請可能額ごとの実績等を参考に、金額を検討する。

- 案1 10,000 円
- 案2 30,000 円
- 案3 50,000 円

令和6年 第1回市民協働審議会
「特定非営利活動法人補助金制度の
課題について」資料より

【直近の実績】

（単位：団体数、件数）

年 度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平均申請率
元気ファンド登録法人数		51	51	50	48	47	—
申請可能額 ごとの 団体数（申請件数） ※団体希望寄付・ 分野希望寄付 の合計	0 円	24	16	5	4	4	0 %
	～5,000 円	11	6	25（2）	27（2）	27（3）	7 %
	～10,000 円	3	16（1）	7（2）	5	4	9 %
	～30,000 円	9（3）	1（1）	3（1）	8（3）	8（1）	31%
	～50,000 円	1（1）	9（3）	8（3）	3（1）	3（1）	38%
	～100,000 円	0	1（1）	1（1）	0	0	100%
	～300,000 円	2（2）	1（1）	0	0	0	100%
	～506,000 円	1（1）	1（1）	1（1）	1（1）	1（1）	100%
申請件数		7	8	10	7	6	—

(2) 登録・申請について

登録要件・登録方法は現行通りとし、交付申請については書類の簡素化を図る。

- ①登録要件 現行要件のまま
- ②登 録 現行通りで登録（提出書類は同じ）
- ③申 請 ◎申請要件として、報告書の期限内の提出が済んでいること、とする

現行の補助金審査に必要な書類	見直し案
①～③は市の様式 ① 特定非営利活動法人補助金審査申込書 ② 補助金対象事業計画書 ③ 特定非営利活動法人補助金事業予算書 ④ 特定非営利活動促進法第 29 条の規定により所轄庁に提出した書類の写し（事業報告書、会計書類（活動計算書、貸借対照表、財産目録）、役員名簿、社員のうち 10 名以上の名簿） ⑤ 定款（直近の変更等を内閣府 NPO 法人ポータルサイトで確認ができない場合） ⑥ 添付資料（備品購入の際の見積書、単価表、団体の事業内容がわかるパンフレット等）	① 特定非営利活動法人補助金審査申込書 ② 定款（直近の変更等を内閣府ポータルサイトで確認ができない場合） ③ 前年度の団体の事業報告書 ④ 交付申請年度の事業計画書※

※申請の際に実際に「作成」が必要になるものは、「補助金審査申込書」と「団体の事業計画書」のみ。事業計画書については特定非営利活動促進法上、毎年所轄庁に提出する義務はないが、適切に法人運営を行うにあたって実務上有益な書類であるため、運営の透明性担保、交付の適切性の審査の為にこれを作成し提出するものとする。

【登録要件・登録申請に必要な書類】

登録要件（以下①～⑥のすべてを満たす団体） ① 特定非営利活動法人であること ② 主たる事務所の所在地が横須賀市内にあること（ただし、主たる事務所の所在地が横須賀市内にない特定非営利活動法人であっても、横須賀市と協働事業のパートナーとして活動しており、その事実について所管部局からの副申がある場合は同様と扱う。） ③ 横須賀市内で特定非営利活動を行っていること ④ 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 ⑤ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。 ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体でないこと。	NPO 支援基金（よこすか元気ファンド）対象団体登録の申請に必要な書類 ① NPO 支援基金対象団体登録申請書（第 1 号様式） ② NPO 支援基金対象団体登録簿（第 2 号様式） ③ 定款（認証庁に提出したもの。変更がある場合は最新のものの。） ④ 設立趣旨書 ⑤ 登記簿謄本 ⑥ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 29 条の規定により所轄庁に提出した事業報告書等の写し（事業報告書、会計書類（活動計算書、貸借対照表、財産目録）、役員名簿、社員のうち 10 名以上の名簿） ⑦ 団体が発行しているチラシやパンフレット等
--	---